

## 仕様書（案）

## 1 件名

人材確保のための「新しいものづくり」プロモーション事業委託

## 2 目的

大田区は、全国でも有数のものづくりのまちとして知られており、当事業は、その強みを最大限に活かした区内産業のプロモーションを実施するものである。

区内中小製造業の人材確保を主な目的とし、「新しいものづくり」をコンセプトとして掲げることで、旧来の古い町工場のイメージを変え、区内産業の新たな魅力を伝えていく。

「新しいものづくり」は「わくわくする、未来をつくる、創造的な活動」と定義することで、製造業だけでなく広く地域産業を対象とし、地域のブランド力強化にもつなげていく。

## 3 委託内容

## (1) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## (2) 履行場所

大田区指定場所（産業経済課）

## (3) 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

## (4) 委託概要

ア 事業全体の運用、進行管理

イ WEB ポータルサイトの構築と運用、コンテンツ制作

ウ SNS 運用とコンテンツ制作、及び SNS マーケティングの伴走支援

エ 詳細については、本「仕様書（案）」のとおり

## (5) 期待する成果

ア 若年層による情報閲覧数の増加と共感による SNS 等での拡散

イ 区内製造業のイメージアップと区内産業の認知度向上

ウ 若年層の区内企業への就業・関係人口の創出

## (6) ターゲット

主なターゲットは区内外の若年層（10～20 代）とする。区内企業の多くが採用を希望する若年求職者であり、SNS での情報拡散にも積極的な層であるため。

また、長期的なものづくり人材を育成していくための情報発信（子ども向け体験イベント等）も含まれるため、30 代の子育て世代についても意識すること。

## 4 委託内容詳細

## (1) 全体管理

ア 受託者は、実施体制において業務全体を管理・統括する者（以下、「業務責任者」という。）を選任し、業務を遂行すること。

イ 区との打合せには、必ず業務責任者が出席し、必要に応じて実施に携わるスタッフを同席させること。打合せは進捗状況に応じ適宜行うこと。

ウ 事業の企画運営に係る全体スケジュールを策定し、提示すること。また進捗状況を綿密に報告し、区と調整のうえ業務を進行すること。

## (2) サイト構築

### ア サイト企画・設計

#### (ア) 業務計画書の作成

サイト企画・設計、動作確認、操作説明を含めたサイト公開予定日までの業務計画書を作成すること。

#### (イ) 構成図（サイトマップ）の作成

サイト構成、各ページの概要を記した構成図を作成すること。

#### (ウ) ワイヤフレーム作成

ページ内容の確認作業を円滑に行うため、各ページの詳細内容を記載したワイヤフレームを作成し、区と協議の上、デザインに反映すること。

#### (エ) ディレクトリマップの作成

サイト内の全ページの URL、タイトル、記事内容をまとめた一覧表を作成すること。

### イ 搭載する機能等

#### (ア) コンテンツマネジメントシステム(以下、「CMS」という。)について

- a CMS はオープンな技術仕様に基づき、将来的に他事業者においても保守・改修が可能な構成とすること。
- b 情報を入力する必要がある職員が容易にコンテンツを新規作成、追加、変更、削除ができるようにすること。
- c 承認機能を付加すること。
- d CMS を実装するコンテンツは、区と協議の上決定すること。
- e アカウント数は、区と協議の上、設定すること。
- f 毎年の更新ライセンス費用等が発生しないこと。
- g 必要に応じた適切なバージョンアップが可能であること。

(イ) ユーザーが求める情報に到達することができるよう、サイト内検索機能を実装すること。

(ウ) タブレット端末、スマートフォンからの閲覧に対応すること。なお、モバイルデバイスの OS は iOS、Android とし、既にサポートが切れているバージョンの動作保証はしなくても良い。

#### (エ) サイトの閲覧については、各種 OS (Windows、Mac) 及び各種ブラウザ

(Googlechrome、Edge、Firefox、Safari) に対応し、これらで閲覧した場合にレイアウトやデザインの崩れ等がないようにすること。なお、バージョンは契約時の最新バージョンとし、既にサポートが切れているバージョンについては、動作保証をしなくても良い。

(オ) 区が指定する関連サイトのリンクを掲載すること。外部サイトへリンクを貼る場合は、別ウィンドウで開くように設定すること。

- (カ) ユーザビリティ、アクセシビリティを確保すること。
- (キ) 公開されるサイト、ページに関する検索エンジンへの最適化を講じること。
- (ク) アクセス分析を行うためのシステムを区と協議の上、導入すること。

#### ウ 動作環境の構築

- (ア) レンタルサーバ（クラウド型）へのインストール、設定を行うこと。
- (イ) 本仕様書の条件を満たすサイトを稼働させ、コンテンツの追加等にも対応可能なサーバを選定し、契約、管理すること。
- (ウ) IPアドレス、ドメインは区と協議の上、新規で取得すること。
- (エ) SSL 証明書を取得すること。
- (オ) サイト全ページについて SSL/TLS 暗号化処理を行うこと。
- (カ) 構築・運用期間を通じて、情報セキュリティの適正な管理を実施する者として、統括責任者及び窓口担当者を選定し、管理体制を整備のうえ報告すること。
- (キ) 情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止、その他情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。

#### エ サイト公開前の作業

- (ア) 区と協議の上決定したテスト項目に基づいたサイト公開テストを実施の上、公開すること。
  - (イ) 令和8年12月25日（金）までに構築業務を完了し、令和9年1月8日（金）の公開に向けて万全な状態を整えること。ただし、日程は変更になる場合がある。
- (3) 職員用操作マニュアルの作成及び職員向け操作方法の説明  
職員用操作マニュアルを作成の上、サイト公開前に職員向けの説明を行うこと。
- (4) 記事制作  
次の記事を作成すること。制作本数や内容等は、区と協議の上決定すること。

##### ア 特集記事

##### イ テーマ別記事

#### (5) サイト運用及び保守

##### ア サイトの運用については以下に準じること

項目	条件
運用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害時やメンテナンス時を除き、24時間365日の連続運用を前提とし、安定的に稼働すること。</li> <li>・ 計画停止の時間は原則として、閲覧者数の少ない時間帯で行うこと。</li> <li>・ 対障害性などを十分考慮すること。</li> <li>・ 重要な機器については、停電の際などの予備電源や落雷時の過電流保護対策などを十分に考慮すること。なお、安全性が確認されていれば、クラウドでのホスティングも可とする。</li> <li>・ 障害が発生した際はメール等により検知できるシステム構成とすること。</li> <li>・ 区担当者では回答できない技術的な問い合わせについては、対応策の助言を行うこと。</li> </ul>

運用範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム利用状況の定期報告、システム予防保守（メンテナンス、セキュリティパッチの適用等含む。）、障害対応等は受託者が行うこと。</li> <li>・システムに掲載されている情報の追加、修正等（発注者からの指示によるものを含む。）</li> </ul>
データ管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定される障害について、あらかじめバックアップ媒体からのリカバリ方法を決定しておくこと。</li> <li>・各種自動バックアップが可能なシステムとすること。</li> <li>・定期的にデータのバックアップ作業を行い、バックアップメディアを適切に管理すること。</li> <li>・原則情報更新時には、バックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、最悪でも前回のデータバックアップ時点までのデータを回復すること。なお、バックアップ形式運用については、別途区と協議すること。</li> <li>・システムのリカバリに必要なデータのバックアップを各データ特性に応じて行うこと。作成したサイトコンテンツファイル等関連データは、日次でバックアップを取得すること。各バックアップデータ、ジャーナル等により、障害直前のデータを復元できること。</li> </ul>
システム構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備、機器、ソフトウェア等物理的構成についてのシステム構成管理を行うことにより、利用者数の増減、アプリケーションの変更等の仕様環境変化に対応すること。</li> <li>・サーバ等システム運用に係る機器は、公的資格として、ISO27001を取得している IDC に設置すること。</li> <li>・システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性をもたせること。</li> <li>・サーバダウン等トラブルが発生した場合でもサービス停止が生じないような措置を講じること。</li> </ul>
システム監視管理	<p>安全で安定的な稼働を可能とするためのシステム監視管理を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク監視</li> <li>・ネットワークの負荷状況（トラフィック）</li> <li>・サーバ監視</li> <li>・プロセス監視（OS系、アプリケーション系）</li> <li>・ログ監視</li> <li>・サーバの負荷監視（CPU、メモリ、ディスク）</li> </ul>
障害対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順、再発防止のための方策などについて障害管理計画を作成し、安定的な稼働管理を行うこと。</li> <li>・障害が発生した場合は、区に迅速に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、原状復帰すること。また、区が障害を発見した場合、電話、メールによる問い合わせに対応すること。</li> <li>・稼働診断、定期点検等により障害の予防を行うこと。障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発防止を行うこと。</li> </ul>

イ システム基盤は以下に準じること。

項目	条件
OS	Linux サーバ又は Windows サーバ若しくは同等以上の性能を有するもの。
開発言語	開発言語・支援ツールは国際標準若しくは事実上の業界標準のものを採用すること。
データベース	フリーソフトウェアの仕様も可とするが、維持管理が実施可能なものとする。

ウ システム稼働環境は以下に準じること。

項目	条件
サーバ環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを格納するサーバについては、適切なファシリティ要件を備えたデータセンターに設置して運用することとし、原則として「情報システム安全対策基準」（通商産業省告示第 518 号、第 536 号）へ対応すること。なお、安全性が確認されていれば、クラウドでのホスティングも可とする。</li> <li>・データセンター、サーバ等は、日本の法令の範囲内で運用可能なこと。日本国外のデータセンターを利用する場合も同様とする。また、合意管轄裁判所は、日本国内の裁判所とする。</li> <li>・ISM や P マーク等の認証を受けている業者のサーバを選定すること。また、契約終了時には、データの悪用を防止するための必要な処置を講じること。</li> </ul>
ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミドルウェア、リレーショナルデータベース管理システム、ウィルス対策ソフト等、今回のシステム導入にあたり必要なソフトウェアについては、受託者において用意すること。</li> <li>・使用するソフトウェアについては、極力汎用的なものを使用すること。</li> <li>・上記の構成については、将来性、拡張性、移植性を考慮し、少なくとも 5 年間の運用に対応できる仕様とすること。</li> </ul>
システム利用環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本サイトのサーバ機能については、急激なトラフィック増にも対応できるものとする。</li> <li>・ユーザーは、各自の端末にあらかじめ導入された Web ブラウザを利用して、インターネットを介して情報の閲覧等を行うものと想定し、支障なく利用できる環境を整えること。</li> </ul>

エ セキュリティ対策

- (ア) 構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。使用する CMS では、JIPDEC や JQA 等で認定している情報処理管理に関する公的認証(ISMS、プライバシーマーク等)が取得されていること。
- (イ) SSL 暗号化通信に対応させること。なお、SSL の更新手続きについては受託者が責任を持って行うこと。
- (ウ) 適切なウィルス対策を十分に行うこと。
- (エ) システムログ及びアプリケーションログを取得し、取得したログの漏えい、改ざん、消去、破壊等を防止できる機能を設けること。サイトへの負担を考慮した上で、アクセスログを取得し、区が要請した場合、アクセスログの提示を可能とすること。なお、90 日を経過したアクセスログは順次自動削除すること。

- (オ) CMS の管理画面へのアクセスに関して、管理画面のログインには ID とパスワードにより制限するとともに、特定のグローバル IP アドレス指定によるアクセス制限等を実装し、不要なアクセスを防止すること。認証ページの設置や IP 制限等を施し、不正アクセス防止及び改ざん防止策を講じること。
- (カ) 管理者 ID (高いレベルの権限を持ったシステム ID) は共有せず、当該 ID を用いるシステム管理者個人が特定できること。またその ID やパスワードの設定・変更に係るルールを定めること。
- (キ) 既知のセキュリティホールやバグ等については、すべて対策を講じること。なお、セキュリティホールに対し、対応する手順については、区と協働の上定めること。
- (ク) 不正侵入、不正改ざん、マルウェア対策については、以下に準じること。

対象	内容
不正侵入	不正アクセスの防止を図る為、IP アドレスの制限やその他の方法を用いて、指定された作業員以外のサーバへの不正侵入を防止すると共に、もし不正侵入が起こった場合においてもログの解析等によって経路が特定出来る対策を講じること。
不正改ざん	改ざん発見時には、速やかに修復もしくは代替ファイルへの移行を行うこと。
マルウェア	随時、マルウェア (コンピュータウイルス、ワーム、スパイウェア等) チェックを行い、マルウェアの感染を未然に防ぐこと。

オ 保守については以下に準じること

項目	条件
保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソフトウェア保守</li> </ul> <p>CMS テンプレート管理外の文言変更、画像変更等の軽微な修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティ保守</li> </ul> <p>セキュリティパッチ適用など定期的なセキュリティ保守を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムのバージョンアップ費用は、保守費用に含めること。</li> </ul>
体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制を明確にし、責任者を定めること。</li> <li>体制に変更があった場合には、区に書面で報告すること。</li> <li>他社製品を納入する場合は、自社を中心としたサポート体制を確立し、開発先・保守担当など関連する企業の役割分担を明確にし、区に対する将来に亘ってのサポート・保守を確実にすること。</li> </ul>
対応要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>平日 (土日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く) の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間に生じた障害については、ただちに対応すること。また、この時間外に発生した障害についても、必要と認める場合、ただちに対応を行うこと。</li> <li>保守期間中にセキュリティホール、ソフトウェアバグ等が発覚した場合は、速やかに必要な対策を講じること。</li> </ul>

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切かつ迅速な保守管理業務の遂行に努めること。</li> <li>・障害対応に係る緊急連絡先（夜間、土日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の連絡先）を提出すること。また、緊急連絡先に変更があった場合は、ただちに報告すること。</li> <li>・緊急時対応計画については、区と協議の上定めること。</li> <li>・保守業務を行うにあたっては、区と必要な調整を行い、障害の切り分け等において、協力して問題の解決に当たること。</li> <li>・障害対応作業完了後は、必要に応じて詳細な対応内容と再発防止策について区に報告すること。</li> </ul>
------	--

## (6) SNS の運用

### ア SNS マーケティング戦略の企画立案

事業全体の目的、ターゲット、期待する成果などを鑑み、単なる認知獲得ではなく、採用行動への転換（行動変容）を目的とした設計を行うこと。

### イ SNS アカウントの開設・運用

(ア) ターゲットへのリーチに有効な媒体を選択し、区が行うアカウント登録をサポートすること。

(イ) 投稿企画と投稿スケジュールを作成し、区と協議の上、配信を行うこと。

(ウ) 区の公式 X、YouTube、LINE についても、媒体として利用できるが、使用の際は、全庁で共有している媒体であることを踏まえること。

## (7) SNS 用コンテンツ制作

「新しいものづくり」のコンセプトに基づき、ターゲット層の興味・関心を喚起し、共感を得られるようなコンテンツ（静止画・動画等）を制作すること。

## (8) 実務担当者

コンテンツ制作における執筆・取材については、おおむね 3 年以上の実務経験者が担当し、ライティング及び撮影のクオリティを担保すること。

## (9) WEB マーケティング施策

制作・投稿したコンテンツが、より多くのユーザーに視聴・拡散されるための広告設計及び運用を行うこと。

## (10) WEB 及び SNS における運用報告

サイトへのアクセス分析、SNS のパフォーマンス分析などの運用業務報告を行うこと。報告は、毎月 1 回、対象月の翌月 7 日までに書面にて行うこと。

事前に設定した成果目標に対する進捗状況をもとに、改善が必要な場合は、区と協議の上、随時改善を行うこと。これに伴う追加料金は発生しないこと。

## 5 成果物

### (1) 受託者は、委託業務に係る以下の成果物を提出すること。-

ア 提出期限 令和 9 年 3 月 31 日（水）

イ 提出物 以下のとおり提出すること。詳細については区と協議すること。

(ア) 完了届

(イ) ワイヤフレーム（DVD 等電子媒体）

(ウ) 構成図（DVD 等電子媒体）

- (エ) ディレクトリマップ (DVD 等電子媒体)
  - (オ) 基本仕様書 (データ構造・画面遷移等) (DVD 等電子媒体)
  - (カ) テスト項目検証チェックシート (DVD 等電子媒体)
  - (キ) ファイルバックアップデータ (DVD 等電子媒体)
  - (ク) その他システム設計に関連する資料等
  - (ケ) SSL 証明書
  - (コ) 各種ソフトウェアライセンス 一式
  - (サ) 職員用操作マニュアル (DVD 等電子媒体)
  - (シ) WEB 及び SNS コンテンツデータ一式 (DVD 等電子媒体)
  - (ス) その他 SNS 運用等当事業に係る資料一式 (DVD 等電子媒体)
- (2) サイト運用及び保守、アクセス分析・レポート (令和9年1月～3月)
- ア 提出期限  
翌月7日までに提出すること。3月分は、月末までに提出すること。
  - イ 提出物
    - (ア) 完了届
    - (イ) アクセス分析及び運用業務報告書

## 6 著作権

- (1) 本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、区に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物 (当該著作物を改変したものを含む) の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は区に対し、著作者人格権の行使をしないものとする。
- (3) 作成等に当たり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (4) 本件に使用する映像、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権、その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 本件に使用する映像、写真、原稿については、事前の承諾なしに、別途区が発行する印刷物や事業等で使用することがある。ただし、区が受託者から別媒体用の高解像度元データの提供を受ける場合、費用は協議の上決定する。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 7 その他業務遂行について

- (1) 受託者は業務遂行に当たり、委託目的及び個々の事業の意図を十分理解した上で、必要な諸条件を満足させるよう、専門的な技術を十分発揮すること。
- (2) 受託者は業務履行に当たり、必要に応じて大田区上位計画及び関連計画と調整を図ること。
- (3) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するために、区と常に緊密な連絡を取り、業務にあたること。不明の点が生じた場合には、速やかに区に確認すること。

- (4) 受託者が区の有する資料・情報などを必要とするときは、事前に区に申し出ること。  
区はその必要性を認めたときには、これらを受託者に提供することができる。また、受託者は区から貸与された資料を必要としなくなった場合は、直ちに返還しなければならない。万一貸与された資料に損傷を与えた場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (5) 受託者は、履行期限までに成果品を提出し、検査を完了させること。受託者は、履行期限以前においても、区の指示により、成果品を作成する過程で得た基礎資料及びデータを、区に提出する場合がある。
- (6) 受託者は業務完了後、受託者の責めに帰すべき事由による成果品の契約不適合箇所が発見された場合は、区と協議のうえ、速やかに訂正・補足その他の措置を無償で講じなければならない。
- (7) 各種パスワード（コンテンツマネジメントシステム管理者用 ID パスワード、サーバのログイン ID パスワード、サイトアクセス解析ツール ID 等）は全て区が管理する。
- (8) 区からの情報セキュリティに関する監査等の求めに応じ、以下のとおり対応すること。  
ア 監査の実施計画の立案及び実施への協力  
イ 報告された指摘事項は、その重要度に応じて対応を行うこと。  
ウ 監査結果を踏まえ、指摘事項に対する対応を検討し優先順位に従って対応すること。
- (9) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないよう留意するとともに、新規受託者の業務履行に問題が発生しないよう十分な対応を行うこと。契約金額には、これに係る費用が含まれるものとする。
- (10) 受託者はやむを得ない理由で業務の一部を再委託する場合は、大田区委託ガイドラインに則り、事前に再委託承認申請書を提出し、あらかじめ区から承諾を受けること。また、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。
- (11) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。  
また、受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (12) 受託者は、業務遂行上知り得た情報・資料等を本業務遂行の目的以外で使用してはならない。受託者は、機密情報及び個人情報の取扱いについては関係法令を厳守し、個人情報の漏洩・滅失の防止など適切な管理のために必要な措置を講じること。よって、受託者は知り得た個人情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならない。本契約完了後も同様とする。  
個人情報に関するものは、別紙「個人情報、特定個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」に従う。
- (13) 本仕様書に記載のない事項、疑義等については、双方協議の上、決定する。